

改正後

改正前

中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

本年分の試験研究費の額		①	円	中小企業者税額控除の繰越控除額の計算	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)	⑩	円	(平成15年分以降用)		
中に小係企業者別の試験研究の究計算	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{15}{100}$)	②			次の⑪から⑮は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合 (⑨>⑩)にのみ記載する。					
	事業所得に係る税額	③			前年の税額控除限度額 (前年の②)		⑪		円	
	税額基準額 (③× $\frac{20}{100}$)	④			前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)		⑫			
	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	⑤			繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑪－⑫)		⑬		(赤字のときは0)	
中額小の企業繰越者控除額の除計算限度	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	⑥			差引本年税額基準額残額 (④－⑤)		⑭			
	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	⑦			繰越中小企業者税額控除額 (⑬と⑭のいずれか少ない方の金額)		⑮			
	特別償却実施額 (⑥－⑦)	⑧								
本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①－⑧)		⑨		所得税額の特別控除額 (⑤＋⑮)		⑯				

中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

本年分の試験研究費の額		①	円	中小企業者税額控除の繰越控除額の計算	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)	⑩	円	(平成15年分以降用)		
中に小係企業者別の試験研究の究計算	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12又は15}{100}$)	②			次の⑪から⑮は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合 (⑨>⑩)にのみ記載する。					
	事業所得に係る税額	③			前年の税額控除限度額 (前年の②)		⑪		円	
	税額基準額 (③× $\frac{20}{100}$)	④			前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)		⑫			
	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	⑤			繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑪－⑫)		⑬		(赤字のときは0)	
中額小の企業繰越者控除額の除計算限度	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	⑥			差引本年税額基準額残額 (④－⑤)		⑭			
	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	⑦			繰越中小企業者税額控除額 (⑬と⑭のいずれか少ない方の金額)		⑮			
	特別償却実施額 (⑥－⑦)	⑧								
本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①－⑧)		⑨		所得税額の特別控除額 (⑤＋⑮)		⑯				

改 正 後	改 正 前						
中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第5項及び第6項に規定する中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、旧措法第10条第1項から第4項までに規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用する年分並びに事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条、租税特別措置法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (3) 「⑦」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。 (4) 「⑩」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。 (5) 「⑫」欄には、前年分において中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除（旧措法第10条第5項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (注) 「⑬」欄の控除額が、「⑤」欄及び「⑮」欄により構成されている場合には、「⑤」欄、「⑮」欄の順に控除します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第5項及び第6項に規定する中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、措法第10条第1項から第4項までに規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用する年分並びに事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、当該欄に係る「12又は15」の箇所について、適用年分に応じて次表のとおり補正した上、表示された算式により計算した額を記載します。 <table><tr><th>補正箇所</th><th>平成15年分～平成18年分</th><th>平成19年分～</th></tr><tr><td>「12又は15」</td><td>「12又は」を消して「15」とする。</td><td>「又は15」を消して「12」とする。</td></tr></table> (3) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (4) 「⑦」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。 (5) 「⑩」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。 (6) 「⑫」欄には、前年分において中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除（措法第10条第5項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (注) 「⑬」欄の控除額が、「⑤」欄及び「⑮」欄により構成されている場合には、「⑤」欄、「⑮」欄の順に控除します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条（この制度は平成15年分から適用されます。）	補正箇所	平成15年分～平成18年分	平成19年分～	「12又は15」	「12又は」を消して「15」とする。	「又は15」を消して「12」とする。
補正箇所	平成15年分～平成18年分	平成19年分～					
「12又は15」	「12又は」を消して「15」とする。	「又は15」を消して「12」とする。					